

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大
大（琉球行政主席等の任期延長）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43446

關係資料

	アメリカ局長
	参事官
条約課長	北米第一課長
琉球政府の推移(1) (国会用資料)	
	46. 8. 13. 米北一
1. 歴代 琉球政府行政主席	
初代	比嘉晋平 (52. 4. 1. ~ 56. 10. 25)
2代	与向登刚 (56. 11. 11. ~ 59. 11. 10)
3代	大田政作 (59. 11. 11. ~ 64. 10. 31)
4代	松岡政保 (64. 10. 31. ~ 68. 11. 30)
5代	屋良朝苗 (68. 12. 1. ~ 现在)

2. 屋良朝苗の推移	
(1) 参事官時代の職務 (印はその後異動)	
行政主席	屋良朝苗
副主席	知念朝功
総務局長	仲林栄吉
企画局長	曾根信男
主税局長	糸洲一雄
経済局長	岩本利男
農林局長	前林正
通商局長	砂川惠晴
建設局長	宮里栄一
厚生局長	山川文雄
労働局長	仲松常幸
文政局長	中山興昌
警察局長(注)	新垣敏吉
官古文局長	官国春良
八重山支局長	官良長義
(注) 1969年8月12日 警察局長に改称	

(2) 省の後の異動	
1970. 10. 12.	経済局長 富川 清
1971. 5. 18.	主税局長 新垣 茂治
1971. 8. 4.	副主税 宮里 松正
,	経済局長 新垣 茂治
,	企画局長 宮里 栄一
,	主税局長 尾部 博
,	通商局長 喜久川 宏
1971. 8. 9.	建設局長 (中村 栄春)

3. 統制政府職員定数の推移 (1953年以降)				
年度	中央政府	立法院	裁判所	合計
1953	7,433	97	167	7,697
1954	7,448	97	168	7,713
1955	7,449	108	168	7,725
1956	7,252	127	229	7,608
1957	7,499	127	238	7,864
1958	7,946	127	272	8,345
1959	7,923	134	304	8,361
1960	9,036	134	316	9,486
1961	9,252	135	324	9,711
1962	9,487	137	341	9,965
1963	9,974	140	367	10,481
1964	12,094	143	374	12,611
1965	12,094	146	381	12,621
1966	12,885	149	388	13,422
1967	14,957	151	414	15,522
1968	15,763	171	447	16,381
1969	15,966	174	478	16,618
1970	17,040	174	494	17,708
1971	17,235	174	495	17,904

条約課長 } (2/12) 増加
(4/12)

アメリカ局長
参事官
北米才一部

琉球政府行政主席任期延長
問題 内閣経済 (4/6 増加)

46.8.11.
米.北一

1. 1968年1月31日

琉球列島の管理に関する行政命令第11395
号に大臣署名

(1957年6月5日行政命令第10713号の
才3次改正)

要旨: (1) 行政主席は琉球住民の之を選挙し
投票の最多数 (但し総投票数の4分の1

以上)を得た者が行政主席となる。

(2) 立法院議員と同日に選挙。

GA-5

外務省

2096

(1) 任期は立法院議員と同じ (3年)。

(2) 任期満了後は後任の就任に在任。

(3) 最初の行政主席選挙は1968年11月
立法院議員選挙と同日に行なう。

2. 1968年2月1日

琉球政府行政主席公選に関する
大臣署名。

3. 1968年2月1日

アムカ-首席幹事、琉球政府立法院
に44日大臣署名。

4. 1968年11月10日

琉球政府行政主席及び立法院議員
選挙。

GA-6

外務省

5.	1968年12月1日
	屋良行政主席就任。
6.	1971年2月5日
	沖縄復帰計策委員会議決。行政主席 及び立法院議員の任期延長の 採択。行政主席に答申。
7.	1971年3月5日
	琉球政府立法院は「沖縄の復帰に伴 う縣政移行の際の暫定措置に関する要請 (本土政府宛)及び「行政主席及び立法院 議員の任期延長に関する要請」(米国 政府宛)の各決議案を可決。

8.	1971年3月25日
	屋良行政主席は書翰(本土政府及び 高崎省議會宛)をとり、前記6.7.1に かゝり行政主席及び立法院議員の任 期延長の各要請の措置をとるに要請。

取扱注意

昭和46年9月

琉球政府行政主席及び立法院
議員任期延長問題関係資料

アメリカ局北米第一課

目次

頁

1. 応答要領	1
2. 米側新聞発表	3
3. 大統領行政命令関係部分	7
4. 琉球政府行政主席任期延長問題 関係経緯	11
付属(1) 立法院決議	14
(2) 屋良主席要請書簡	15
5. 行政主席の任命、選挙等の経緯	18
6. 琉球政府の推移	20
7. 琉球政府行政主席が欠けた場合の 関連規程	23

1. 応答要領

問1. 今回米国政府は、行政主席及び立法院議員の任期を復帰日まで延長するため、大統領行政命令を改正した由であるが、政府は米国政府の上記措置をどう考えるか。

答 今回米国政府のとつた措置は、本年11月末に任期満了となる行政主席及び立法院議員について、琉球政府立法院の決議及び沖縄住民の民意に沿つて、その任期を復帰日まで延長することとしたものであり、政府としても明年の復帰を控え、それまでの短期間のために行政主席等の選挙を行なうことは必ずしも实际的といえない面もあると思われるので、今回の措置は時宜に適つたものと考え次第である。

問2. 政府は今回の行政主席等の任期延長のため米側がとつた措置について、米国政府から事前に協議を受けたのか。

答 琉球政府行政主席及び立法院議員の任期延長問題は、元来米国政府が琉球政府の意向も考慮に入れて決定すべき問題であり、日本政府が米国政府と協議決定すべき問題ではない。

しかしながら、実際問題として政府は本年3月立法院における決議及び行政主席の要請書簡発出があつた後、米側より非公式に米側の本件措置に関する意向について通報を受け、その際は、施政権の円滑な移転を望む見地から、政府としても米側が沖縄住民の意向に沿つた措置がとられることを期待するとの見解を非公式に説明した経緯がある(但し、右は協議といつた性格のものではない。)

2. 行政主席及び立法院議員の任期延長を定める
大統領行政命令改正の発出に際する米側新聞発
表(米北一仮訳) (1971. 9.10)

大統領は、琉球政府行政主席と立法院議員の
任期を琉球諸島の日本国への復帰まで延長する
ことを定める、大統領行政命令に署名を行なつ
た。本日署名された行政命令は、琉球政府の基
本的章典となつた行政命令第10713号を修正
するものである。本措置は、琉球政府行政主席
の公式の要請、並びに仮に現行行政命令の定め
るところに従い選挙が11月に行なわれる場合、
行政主席及び立法院議員は、1972年中に予
想される沖縄の本土復帰後日本国法令に従い選
挙が行なわれるまでの短期間限り任務を行な
うこととなる旨を指摘した立法院の決議に応え
て執られたものである。選挙の延期は、琉球諸
島に対する施政権の日本国への円滑、かつ、秩
序ある移転に資することとなる。

日本政府は、新生沖縄県における選挙が復帰
後間もなく行なわれることを確認している。

琉球諸島の施政権を定める大統領行政命令第
10713号は、1957年6月5日に発出され、
その後1962年3月19日、1965年12
月20日、1968年1月31日に改正された。

(米 側 發 表 文)

The President has signed an Executive Order to provide for an extension of the terms in office of the Government of the Ryukyu Islands Chief Executive and Legislature until reversion of those islands to Japan.

The Executive Order signed today amends Executive Order 10713, which established the basic charter for the Government of the Ryukyu Islands.

This action was taken in response to a formal request of the Chief Executive of the Ryukyu Islands and a resolution of the Ryukyuan Legislature which pointed out that, if elections were to be held in November, as had been provided in the Executive Order, the Chief Executive and Legislators would serve only a brief time prior to the elections to be held pursuant to Japanese law upon reversion, which is expected for some time during 1972. Deferral of the elections will contribute to the smooth and orderly transfer to Japan of administrative authority over the Ryukyus.

The Government of Japan has confirmed that elections in the new prefecture of Okinawa will be held soon after reversion.

Executive

Executive Order 10713, providing for the administration of the Ryukyu Islands, was initially issued on June 5, 1957. It was subsequently amended on March 19, 1962, and on December 20, 1965, and January 31, 1968.

3. 大統領行政命令関係部分

(注：下記アンダーライン部分が今回の改正により追加された。なお、改正部分は米北一仮訳。その他の部分は琉球政府法務局編集「琉球現行法規総覧」による。)

第6節(a) この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は、1院制の立法院に属する。立法院の議員は、1962年に琉球住民による直接選挙によつて選出されるものとし、その後は、3年の任期により3年毎に選出されるが、本改正の効力発生の日に在職中の立法院議員の任期は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定発効の日まで延長されるものとする。

第8節

(b)(1) 行政主席は、琉球住民がこれを選挙し、投票の最多数をえた者をもつて行政主席とする。ただし、投票総数の4分の1以上の得票がなければならぬ。行政主席は、立

法院議員と同じ日に選挙され、その任期は、これらの立法院議員と同一とし、任期満了後は後任が就任するまで在任するものとするが、本改正の効力発生の日に在職中の行政主席の任期は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定発効の日まで延長されるものとする。この最初の行政主席選挙は、1968年11月に立法院議員選挙と同じ日に行なり。立法院は、法をもつて行政主席選挙の手続を制定し、行政主席になるための資格条件を決定し、かつ、欠員を補う必要がある場合の特別選挙について規定するものとする。

(2) 現職行政主席の後任を選ぶ選挙またはその欠員を補う選挙が高等弁務官の定める適当な期間内に行なわれない場合は、高等弁務官は、後任が正式に選出されるまで在任すべき行政主席を任命することができる。

(英文)

Section 6. (a) The legislative power of the Government of the Ryukyu Islands, except as otherwise provided in this order, shall be vested in a legislative body consisting of a single house. Members of the legislative body shall be directly elected by the people of the islands in 1962, and triennially thereafter, for terms of three years, provided that the terms of office for incumbent members of the legislative body, as of the effective date of this Amendment, shall extend until the date of entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands.

Section 8. (b) (1) The Chief Executive shall be elected by the Ryukyu Islands. The person having the greatest number of votes shall be the Chief Executive, provided that he shall have received at least one-fourth of the total number of votes cast. The Chief Executive shall be elected on the same day as are the members of the legislative body and shall serve a term concurrent with the term of the members of the legislative body and thereafter until his successor takes office;

provided

provided that the term of office of the incumbent Chief Executive, as of the effective date of this amendment, shall extend until the entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands. The first such election of the Chief Executive shall be on the same day as the legislative elections in November 1968. The legislative body shall by law establish procedures for the election of the Chief Executive, determine the qualifications for the office of Chief Executive, and provide for special elections when necessary to fill a vacancy. (As amended by EO 11263, 1965; EO 11395, 1968)

(2) In the event that a Chief Executive is not, within a reasonable period of time, as determined by the High Commissioner, elected to succeed an incumbent or to fill a vacancy, the High Commissioner may appoint a Chief Executive who shall serve until a successor is duly elected.
(As amended by EO 11263, 1965; EO 11395, 1968)

4. 琉球政府行政主席任期延長問題関係経緯

(1) 1968年1月31日

琉球列島の管理に関する行政命令第11395

号に大統領署名

(1957年6月5日行政命令第10713号の第3次
改正)

要 点

(イ) 行政主席は琉球住民がこれを選挙し、投票の最多数(ただし、総投票数の4分の1以上)をえた者を行政主席とする。

(ロ) 立法院議員と同日に選挙。

(ハ) 任期は立法院議員と同じ(3年)。

(ニ) 任期満了後は後任の就任まで在任。

(ホ) 最初の行政主席選挙は1968年11月立法院議員選挙と同日に行なう。

(2) 1968年2月1日

琉球政府行政主席公選に関するジョンソン大統領声明。

(3) 1968年2月1日

アンガー高等弁務官の琉球政府立法院における本件関係演説。

(4) 1968年11月10日

琉球政府行政主席及び立法院議員選挙。

(5) 1968年12月1日

屋良行政主席就任。

(6) 1971年2月5日

復帰対策県民会議は、行政主席及び立法院議員の復帰時までの任期延長を採択し、行政主席に答申。

(7) 1971年3月5日

琉球政府立法院は「沖縄の復帰に伴う県政移行の際の暫定措置に関する要請」(本土政府あて)及び「行政主席及び立法院議員の任期延長方に関する要請」(米国政府あて)の各決議案をそれぞれ可決。(付属(1)参照)

(8) 1971年3月25日

屋良行政主席は書簡(本土政府及び高等弁務官あて)をもつて、前記(6)(7)にかんがみ、行政主席及び立法院議員の任期延長のため必要な措置をとるよう要請。(付属(2)参照)

(9) 1971年9月10日大統領は行政主席及び立法院議員の任期を復帰まで延長するための大統領行政命令修正に署名。

付属(1) 立法院決議

行政主席及び立法院議員の任期
延長方に関する要請決議

施政権返還を来年早々に迎え、その対策が急がれているが、当院においては、県政への移行を円滑に行なうための準備に万全を期すべく努力を続けている。

琉球列島の管理に関する行政命令によると行政主席及び立法院議員の任期は、きたる11月末日までとなつてゐるが、新たに選出される行政主席及び立法院議員の任期は、復帰の日までの数カ月間であり、その選挙に貴重な時間と精力を注ぐことよりも、むしろ現在の任期を復帰の時まで延長して、県政移行の諸準備に専念させることが望ましいことであると思われる。

よつて琉球政府立法院は、現在の行政主席及び立法院議員の任期を復帰の日まで延長するより特別の措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。
右決議する。

1971年3月5日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領
琉球列島高等弁務官 ありて

付属(2) 行政主席要請書簡

総渉第58号

1971年3月25日

外務大臣 愛知 揆 一 殿

琉球政府
行政主席 屋 良 朝 苗

行政主席及び立法院議員の任期延長について(要請)

祖国復帰の準備にあたっては格段のご高配をた
まわり、感謝申し上げます。

さて、復帰に向けて問題が山積する中で、本
年11月30日に期限切れとなる行政主席・立法
院議員の任期の取扱いが各方面において論議・検
討されています。

当政府としては、3月5日立法院議会の決議な
らびに2月5日の当行政府の諮問機関たる復帰対
策県民会議の答申を尊重し、任期を復帰の日まで
延長することが適当であり、かつ、望ましいとの
結論に達し、高等弁務官に対し別添のとおり要請
いたしました。本土政府においても、外交経路を
通じその実現方を折衝していただきますようお願い
いたします。

総渉第58号

1971年3月25日

高等弁務官 殿

琉球政府
行政主席 屋 良 朝 苗

行政主席及び立法院議員の任期延長について(要請)

県民待望の本土復帰が1972年中に実現する
ことになり、政府はもとより全県民挙げてその準
備に取り組んでおります。しかしながら、4分の1
世紀に及ぶ行政の分離は、社会、経済の各方面にわ
たつて本土の制度との間に相違を生じさせ、復帰
準備を進めるには、いろいろと複雑で困難な作業
を必要としております。

復帰準備の重要な事項の1つとして、1971
年11月30日に期限切れとなる行政主席及び立
法院議員の任期の問題があり、その取扱いについ
ては各方面において論議され、検討されておしま
す。当行政府としては、下記の意見を取り入れ、
大統領行政命令第6節(a)項の規定にかかわらず、

それぞれの任期を復帰の日まで延長することが適当であり、かつ、望ましいと思いますので、必要な措置がとられるよう合衆国政府へご進達くださるようお願いいたします。

記

1. 立法院が3月5日の本会議において、主席、立法院議員の任期を復帰時まで延長するよう、その法的措置を日米両政府に要請する旨の決議を行なったこと。
2. 復帰に向けて県民の意見を広く徴するために設けた当行政府の諮問機関である復帰対策県民会議が2月5日開催の会議において、11月に予定されている選挙を実施しないことが望ましい旨の決定をし、主席に答申したこと。

5. 行政主席等の任命、選挙等の経緯

- (1) 1957年6月5日行政命令第10713号により、行政主席は高等弁務官が、立法院の代表者に諮つて任命することになつていた。
- (2) 1965年12月20日行政命令第11263号改正により、立法院が行政主席を指名できることとなつたが、任命権者は従来どおり高等弁務官とし、かつ、立法院が適当な主席指名を行なわないか、あるいは高等弁務官が必要と認めるときは自ら任命できることとなつた。
- (3) 1968年1月31日行政命令第11395号改正により、行政主席は琉球列島住民の選挙により選出され、投票総数の少なくとも4分の1を獲得することを条件に、最大投票数を獲得したものが行政主席となることとなつた。

(注) 立法院議員については、当初1957年6月5日行政命令第10713号により、2年間

の任期として琉球列島住民の選挙により選出されることとなつていたが、1962年3月19日行政命令第11010号改正により、任期を3年とすることに改正された。

6. 琉球政府の推移

(1) 歴代琉球政府行政主席

- 初代 比嘉 秀平 (52.4.1~56.10.25)
- 2代 当間 重剛 (56.11.11~59.11.10)
- 3代 大田 政作 (59.11.11~64.10.31)
- 4代 松岡 政保 (64.10.31~68.11.30)
- 5代 屋良 朝苗 (68.12.1~現在)

(2) 屋良政権の推移

(1) 発足当時の顔ぶれ (※印はその後異動)

行政主席	屋良 朝苗
副主席	※知念 朝功
総務局長	※仲村 栄春
企画局長	※宮城 信勇
主税局長	※糸洲 一雄
法務局長	岸本 利男
農林局長	翁長 林正
通産局長	※砂川 恵勝
建設局長	※宮里 栄一
厚生局長	山川 文雄
労働局長	仲松 庸幸

文教局長 中山 興真
 警察局長(注) 新垣 淑重
 宮古支庁長 宮国 泰良
 八重山支庁長 宮良 長義

(注) 1969年8月12日警察本部長と改称

(2) その後の異動

1970.10.12 総務局長 富川 清
 1971. 5.18 主税局長 新垣 茂治
 1971. 8. 4 副主席 宮里 松正
 " 総務局長 新垣 茂治
 " 企画局長 宮里 栄一
 " 主税局長 屋部 博
 " 通産局長 喜久川 宏
 1971. 8. 9 建設局長 仲村 栄春

(3) 琉球政府職員定数の推移(1953年以降)

年度	行政府	立法院	裁判所	合計
1953	7,433	97	167	7,697
1954	7,448	97	168	7,713
1955	7,449	108	168	7,725
1956	7,252	127	229	7,608

年度	行政府	立法院	裁判所	合計
1957	7,499	127	238	7,864
1958	7,946	127	272	8,345
1959	7,923	134	304	8,361
1960	9,036	134	316	9,486
1961	9,252	135	324	9,711
1962	9,487	137	341	9,965
1963	9,974	140	367	10,481
1964	12,094	143	374	12,611
1965	12,094	146	381	12,621
1966	12,885	149	388	13,422
1967	14,757	151	414	15,322
1968	15,763	171	447	16,381
1969	15,966	174	478	16,618
1970	17,040	174	494	17,708
1971	17,235	174	495	17,904

7. 琉球政府行政主席が欠けた場合の関連規程

- (1) 琉球政府章典(1952.2.29米国民政府布令
第68号)

(行政副主席の職務)

第17条 行政副主席は、行政主席の委任する行政事務を行ない、かつ、行政主席不在の時または行政主席に事故ある時は、その期間中行政主席の職務を行なり。

- (2) 行政主席選挙法(1968年7月15日立法
第75号)

(その他の選挙)

第16条 第49条(再選挙)または第52条(行政主席が欠けた場合の選挙)の規定による選挙は、これを行なりべき事由が生じた日から50日以内に行なり。

2 前項に掲げる選挙は、これを行なりべき事由が当該行政主席の任期が終わる前6カ月以内に生じた時は行なわれない。

(行政主席が欠けた場合の通知)

第50条 行政主席が欠けた場合は、行政副主席は、行政主席の欠けた日から5日以内に中央選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(行政主席が欠けた場合の選挙)

第52条 行政主席が欠けた場合につき、第50条の規定による通知を受けた時は、中央選挙管理委員会は、前条の規定により当選人を定めることができる時を除くほか、選挙の期日を定めて告示し、選挙を行なわなければならない。

(行政主席の任期)

第66条 行政主席の任期は、3年とする。

2 第52条(行政主席が欠けた場合の選挙)の規定により選挙された行政主席の任期は、前任者の残任期間とする。

1. 応答要領

問1 今回米国政府は、行政主席及び立法院議員の任期を復帰日まで延長するため、大統領行政命令を改正した由であるが、政府は米国政府の上記措置をどう考えるか。

答 今回米国政府のとつた措置は、本年11月末に任期満了となる行政主席及び立法院議員について、琉球政府立法院の決議及び沖縄住民の民意に沿つて、その任期を復帰日まで延長することとしたものであり、政府としても明年の復帰を控え、それまでの短期間のために行政主席等の選挙を行なうことは必ずしも實際的といえない面もあると思われるので、今回の措置は時宜に適つたものと考え次第である。

問2 政府は今回の行政主席等の任期延長のため米側がとつた措置について、米国政府から事前に協議を受けたのか。

答 琉球政府行政主席及び立法院議員の任期延長問題は、元来米国政府が琉球政府の意向も考慮に入れて決定すべき問題であり、日本政府が米国政府と協議決定すべき問題ではない。

しかしながら、実際問題として政府は本年3月立法院における決議及び行政主席の要請書簡発出があつた後、米側より非公式に米側の本件措置に関する意向について通報を受け、その際は、施政権の円滑な移転を望む見地から、政府としても米側が沖縄住民の意向に沿つた措置がとられることを期待するとの見解を非公式に説明した経緯がある（但し、右は協議といつた性格のものではない。）。

2. 行政主席及び立法院議員の任期延長を定める
大統領行政命令改正の発出に際する米側新聞発
表(米北一仮訳) (1971. 9.10)

大統領は、琉球政府行政主席と立法院議員の
任期を琉球諸島の日本国への復帰まで延長する
ことを定める、大統領行政命令に署名を行なつ
た。本日署名された行政命令は、琉球政府の基
本的章典となつた行政命令第10713号を修正
するものである。本措置は、琉球政府行政主席
の公式の要請、並びに仮に現行行政命令の定め
るところに従い選挙が11月に行なわれる場合、
行政主席及び立法院議員は、1972年中に予
想される沖縄の本土復帰後日本国法令に従い選
挙が行なわれるまでの短期間に限り任務を行な
うこととなる旨を指摘した立法院の決議に応え
て執られたものである。選挙の延期は、琉球諸
島に対する施政権の日本国への円滑、かつ、秩
序ある移転に資することとなる。

日本政府は、新生沖縄県における選挙が復帰
後間もなく行なわれることを確認している。

琉球諸島の施政権を定める大統領行政命令第
10713号は、1957年6月5日に発出され、
その後1962年3月19日、1965年12
月20日、1968年1月31日に改正された。

(米 側 發 表 文)

The President has signed an Executive Order to provide for an extension of the terms in office of the Government of the Ryukyu Islands Chief Executive and Legislature until reversion of those islands to Japan.

The Executive Order signed today amends Executive Order 10713, which established the basic charter for the Government of the Ryukyu Islands.

This action was taken in response to a formal request of the Chief Executive of the Ryukyu Islands and a resolution of the Ryukyuan Legislature which pointed out that, if elections were to be held in November, as had been provided in the Executive Order, the Chief Executive and Legislators would serve only a brief time prior to the elections to be held pursuant to Japanese law upon reversion, which is expected for some time during 1972. Deferral of the elections will contribute to the smooth and orderly transfer to Japan of administrative authority over the Ryukyus.

The Government of Japan has confirmed that elections in the new prefecture of Okinawa will be held soon after reversion.

Executive

Executive Order 10713, providing for the administration of the Ryukyu Islands, was initially issued on June 5, 1957. It was subsequently amended on March 19, 1962, and on December 20, 1965, and January 31, 1968.

3. 大統領行政命令関係部分

(注：下記アンダーライン部分が今回の改正により追加された。なお、改正部分は米北一仮訳。その他の部分は琉球政府法務局編集「琉球現行法規総覧」による。)

第6節(a) この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は、1院制の立法府に属する。立法府の議員は、1962年に琉球住民による直接選挙によつて選出されるものとし、その後は、3年の任期により3年毎に選出されるが、本改正の効力発生の日に在職中の立法院議員の任期は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定発効の日まで延長されるものとする。

第7節

(b)(1) 行政主席は、琉球住民がこれを選挙し、投票の最多数をえた者をもつて行政主席とする。ただし、投票総数の4分の1以上の得票がなければならぬ。行政主席は、立

法院議員と同じ日に選挙され、その任期は、これらの立法院議員と同一とし、任期満了後は後任が就任するまで在任するものとするが、本改正の効力発生の日に在職中の行政主席の任期は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定発効の日まで延長されるものとする。この最初の行政主席選挙は、1968年11月に立法院議員選挙と同じ日に行なり。立法院は、法をもつて行政主席選挙の手續を制定し、行政主席になるための資格条件を決定し、かつ、欠員を補う必要がある場合の特別選挙について規定するものとする。

(2) 現職行政主席の後任を選ぶ選挙またはその欠員を補う選挙が高等弁務官の定める適当な期間内に行なわれなぬ場合は、高等弁務官は、後任が正式に選出されるまで在任すべき行政主席を任命することができる。

(英文)

Section 6. (a) The legislative power of the Government of the Ryukyu Islands, except as otherwise provided in this order, shall be vested in a legislative body consisting of a single house. Members of the legislative body shall be directly elected by the people of the islands in 1962, and triennially thereafter, for terms of three years, provided that the terms of office for incumbent members of the legislative body, as of the effective date of this Amendment, shall extend until the date of entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands.

Section 8. (b) (1) The Chief Executive shall be elected by the Ryukyu Islands. The person having the greatest number of votes shall be the Chief Executive, provided that he shall have received at least one-fourth of the total number of votes cast. The Chief Executive shall be elected on the same day as are the members of the legislative body and shall serve a term concurrent with the term of the members of the legislative body and thereafter until his successor takes office;

provided

provided that the term of office of the incumbent Chief Executive, as of the effective date of this amendment, shall extend until the entry into force of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands. The first such election of the Chief Executive shall be on the same day as the legislative elections in November 1968. The legislative body shall by law establish procedures for the election of the Chief Executive, determine the qualifications for the office of Chief Executive, and provide for special elections when necessary to fill a vacancy. (As amended by EO 11263, 1965; EO 11395, 1968)

(2) In the event that a Chief Executive is not, within a reasonable period of time, as determined by the High Commissioner, elected to succeed an incumbent or to fill a vacancy, the High Commissioner may appoint a Chief Executive who shall serve until a successor is duly elected.
(As amended by EO 11263, 1965; EO 11395, 1968)

4. 琉球政府行政主席任期延長問題関係経緯

(1) 1968年1月31日

琉球列島の管理に関する行政命令第11395号に大統領署名

(1957年6月5日行政命令第10713号の第3次改正)

要 点

- (イ) 行政主席は琉球住民がこれを選挙し、投票の最多数(ただし、総投票数の4分の1以上)をえた者を行政主席とする。
- (ロ) 立法院議員と同日に選挙。
- (ハ) 任期は立法院議員と同じ(3年)。
- (ニ) 任期満了後は後任の就任まで在任。
- (ホ) 最初の行政主席選挙は1968年11月立法院議員選挙と同日に行なり。

(2) 1968年2月1日

琉球政府行政主席公選に関するジョンソン大統領声明。

(3) 1968年2月1日

アンガー高等弁務官の琉球政府立法院における本件関係演説。

(4) 1968年11月10日

琉球政府行政主席及び立法院議員選挙。

(5) 1968年12月1日

屋良行政主席就任。

(6) 1971年2月5日

復帰対策県民会議は、行政主席及び立法院議員の復帰時までの任期延長を採択し、行政主席に答申。

(7) 1971年3月5日

琉球政府立法院は「沖縄の復帰に伴う県政移行の際の暫定措置に関する要請」(本土政府あて)及び「行政主席及び立法院議員の任期延長方に関する要請」(米国政府あて)の各決議案をそれぞれ可決。(付属(1)参照)

(8) 1971年3月25日

屋良行政主席は書簡(本土政府及び高等弁務官あて)をもつて、前記(6)(7)にかんがみ、行政主席及び立法院議員の任期延長のため必要な措置をとるよう要請。(付属(2)参照)

(9) 1971年9月10日大統領は行政主席及び立法院議員の任期を復帰まで延長するための大統領行政命令修正に署名。

付属(1) 立法院決議

行政主席及び立法院議員の任期
延長方に関する要請決議

施政権返還を来年早々に迎え、その対策が急がれているが、当院においては、県政への移行を円滑に行なうための準備に万全を期すべく努力を続けている。

琉球列島の管理に関する行政命令によると行政主席及び立法院議員の任期は、きたる11月末日までとなつてはいるが、新たに選出される行政主席及び立法院議員の任期は、復帰の日までの数カ月間であり、その選挙に貴重な時間と精力を注ぐことよりも、むしろ現在の任期を復帰の時まで延長して、県政移行の諸準備に専念させることが望ましいことであると思われる。

よつて琉球政府立法院は、現在の行政主席及び立法院議員の任期を復帰の日まで延長するよう特別の措置を講ぜられたいと院議をもつて要請する。
右決議する。

1971年3月5日

琉球政府立法院

アメリカ合衆国大統領
琉球列島高等弁務官

あて

付属(2) 行政主席要請書簡

総渉第58号

1971年3月25日

外務大臣 愛知 揆 一 殿

琉球政府
行政主席 屋 良 朝 苗

行政主席及び立法院議員の任期延長について(要請)

祖国復帰の準備にあたっては格段のご高配をた
まわり、感謝申し上げます。

さて、復帰に向けて問題が山積する中で、本
年11月30日に期限切れとなる行政主席・立法
院議員の任期の取扱いが各方面において論議・検
討されています。

当政府としては、3月5日立法院議会の決議な
らびに2月5日の当行政府の諮問機関たる復帰対
策県民会議の答申を尊重し、任期を復帰の日まで
延長することが適当であり、かつ、望ましいとの
結論に達し、高等弁務官に対し別添のとおり要請
いたしました。本土政府においても、外交経路を
通じその実現方を折衝していただきますようお願い
いたします。

総渉第58号

1971年3月25日

高等弁務官 殿

琉球政府
行政主席 屋 良 朝 苗

行政主席及び立法院議員の任期延長について(要請)

県民待望の本土復帰が1972年中に実現する
ことになり、政府はもとより全県民挙げてその準
備に取り組んでおります。しかしながら、4分の1
世紀に及ぶ行政の分離は、社会、経済の各面にわ
たつて本土の制度との間に相違を生じさせ、復帰
準備を進めるには、いろいろと複雑で困難な作業
を必要としております。

復帰準備の重要な事項の1つとして、1971
年11月30日に期限切れとなる行政主席及び立
法院議員の任期の問題があり、その取扱いについ
ては各方面において論議され、検討されておしま
す。当行政府としては、下記の意見を取り入れ、
大統領行政命令第6節(a)項の規定にかかわらず、

それぞれの任期を復帰の日まで延長することが適当であり、かつ、望ましいと思いますので、必要な措置がとられるよう合衆国政府へご進達くださるようお願いいたします。

記

1. 立法院が3月5日の本会議において、主席、立法院議員の任期を復帰時まで延長するよう、その法的措置を日米両政府に要請する旨の決議を行なったこと。
2. 復帰に向けて県民の意見を広く徴するために設けた当行政府の諮問機関である復帰対策県民会議が2月5日開催の会議において、11月に予定されている選挙を実施しないことが望ましい旨の決定をし、主席に答申したこと。

5. 行政主席等の任命、選挙等の経緯

- (1) 1957年6月5日行政命令第10713号により、行政主席は高等弁務官が、立法院の代表者に諮つて任命することになつていた。
- (2) 1965年12月20日行政命令第11263号改正により、立法院が行政主席を指名できることとなつたが、任命権者は従来どおり高等弁務官とし、かつ、立法院が適当な主席指名を行なわないか、あるいは高等弁務官が必要と認めるときは自ら任命できることとなつた。
- (3) 1968年1月31日行政命令第11395号改正により、行政主席は琉球列島住民の選挙により選出され、投票総数の少なくとも4分の1を獲得することを条件に、最大投票数を獲得したものが行政主席となることとなつた。

(注) 立法院議員については、当初1957年6月5日行政命令第10713号により、2年間

の任期として琉球列島住民の選挙により選出されることとなっていたが、1962年3月19日行政命令第11010号改正により、任期を3年とすることに改正された。

6. 琉球政府の推移

(1) 歴代琉球政府行政主席

初代 比嘉 秀平 (52.4.1~56.10.25)
2代 当間 重剛 (56.11.11~59.11.10)
3代 大田 政作 (59.11.11~64.10.31)
4代 松岡 政保 (64.10.31~68.11.30)
5代 屋良 朝苗 (68.12.1~現在)

(2) 屋良政権の推移

(1) 発足当時の顔ぶれ (※印はその後異動)

行政主席	屋良 朝苗
副主席	※知念 朝功
総務局長	※仲村 榮春
企画局長	※宮城 信勇
主税局長	※糸洲 一雄
法務局長	岸本 利男
農林局長	翁長 林正
通産局長	※砂川 憲勝
建設局長	※宮里 榮一
厚生局長	山川 文雄
労働局長	仲松 庸幸

文教局長 中山 興真
 警察局長(注) 新垣 淑重
 宮古支庁長 宮国 泰良
 八重山支庁長 宮良 長義

(注) 1969年8月12日警察本部長と改称

(ロ) その後の異動

1970.10.12 総務局長 富川 清
 1971. 5.18 主税局長 新垣 茂治
 1971. 8. 4 副主席 宮里 松正
 " 総務局長 新垣 茂治
 " 企画局長 宮里 栄一
 " 主税局長 屋部 博
 " 遺産局長 喜久川 宏
 1971. 8. 9 建設局長 仲村 栄春

(3) 琉球政府職員定数の推移(1953年以降)

年度	行政府	立法院	裁判所	合計
1953	7,433	97	167	7,697
1954	7,448	97	168	7,713
1955	7,449	108	168	7,725
1956	7,252	127	229	7,608

年度	行政府	立法院	裁判所	合計
1957	7,499	127	238	7,864
1958	7,946	127	272	8,345
1959	7,923	134	304	8,361
1960	9,036	134	316	9,486
1961	9,252	135	324	9,711
1962	9,487	137	341	9,965
1963	9,974	140	367	10,481
1964	12,094	143	374	12,611
1965	12,094	146	381	12,621
1966	12,885	149	388	13,422
1967	14,757	151	414	15,322
1968	15,763	171	447	16,381
1969	15,966	174	478	16,618
1970	17,040	174	494	17,708
1971	17,235	174	495	17,904

7. 琉球政府行政主席が欠けた場合の関連規程

(1) 琉球政府章典(1952.2.29米国民政府布令
第68号)

(行政副主席の職務)

第17条 行政副主席は、行政主席の委任する
行政事務を行ない、かつ、行政主席不在の時
または行政主席に事故ある時は、その期間中
行政主席の職務を行なり。

(2) 行政主席選挙法(1968年7月15日立法
第75号)

(その他の選挙)

第16条 第49条(再選挙)または第52条
(行政主席が欠けた場合の選挙)の規定によ
る選挙は、これを行なりべき事由が生じた日
から50日以内に行なり。

2. 前項に掲げる選挙は、これを行なりべき事
由が当該行政主席の任期が終わる前6カ月以
内に生じた時は行なわない。

(行政主席が欠けた場合の通知)

第50条 行政主席が欠けた場合は、行政副主
席は、行政主席の欠けた日から5日以内に中
央選挙管理委員会にその旨を通知しなければ
ならない。

(行政主席が欠けた場合の選挙)

第52条 行政主席が欠けた場合につき、第
50条の規定による通知を受けた時は、中央
選挙管理委員会は、前条の規定により当選人
を定めることができる時を除くほか、選挙の
期日を定めて告示し、選挙を行なわなければ
ならない。

(行政主席の任期)

第66条 行政主席の任期は、3年とする。

2. 第52条(行政主席が欠けた場合の選挙)
の規定により選挙された行政主席の任期は、
前任者の残任期間とする。